



**【所管窓口（建築指導部）】**

- 新築時の検査済証が発行されているかどうか（札幌市役所本庁舎2階 ⑤番窓口）
- 都市計画法上の用途地域に適合しているかどうか（札幌市役所本庁舎2階 相談窓口）
- 建築基準法に関するお手続きでご不明な点は建築指導部へご確認ください。

**【注意】**

- 申請する建物のうち、介護事業所として使用する部分以外の一部が建築基準法に違反している場合は、個別に介護保険課までご相談ください。